

昭和二十三年法律第六十八号

子防接種法

十 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）

昭和二十三年法律第六十八号

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 予防接種基本計画等（第三条・第四条）
第三章 定期の予防接種等の実施（第五条・第六条）
第四章 定期の予防接種等の適正な実施のための措置（第十二条・第十四条）
第五章 定期の予防接種等による健康被害の救済措置（第十五条・第二十二条）
第六章 予防接種の有効性及び安全性の向上に関する調査等（第二十三条・第三十二条）
第七章 社会保険診療報酬支払基金の業務（第三十三条・第四十二条）
第八章 国民健康保険団体連合会の業務（第四十三条・第四十六条）
第九章 雜則（第四十七条・第五十七条）
第十章 責則（第五十八条・第六十六条）
附則

第一章 総則
第二章 予防接種の業務
第三章 予防接種の実施
第四章 予防接種の適正な実施
第五章 予防接種の有効性及び安全性の向上
第六章 予防接種の有効性及び安全性の向上
第七章 予防接種の有効性及び安全性の向上
第八章 予防接種の有効性及び安全性の向上
第九章 予防接種の有効性及び安全性の向上
第十章 予防接種の有効性及び安全性の向上
附則

（目的）

第一条 この法律は、伝染のおそれがある病気の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するところにより、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「予防接種」とは、疾病に対し免疫の効果を得させるため、疾病的予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。

（目的）

2 この法律において「A類疾病」とは、次に掲げる疾病をいう。

（定義）

二 百日咳
一 ジフテリア
三 急性灰白髄炎
四 麻疹
五 風疹
六 日本脳炎
七 破傷風
八 結核

十一 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）
十二 ヒトパピローマウイルス感染症
十三 新型インフルエンザ等感染症（感染症法による。）
十四 法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。次項第二号及び第五十三条第一項第一号において同じ。）又は新感染症（感染症法第六条第九項に規定する新感染症をいう。次項第一号及び第五十三条第一項第三号において同じ。）又は新感染症（感染症法第六条第九項に規定する新感染症をいう。次項第一号及び第五十三条第一項第一号において同じ。）であつて、その全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる疾病として政令で定める疾病

十三

前各号に掲げる疾病のほか、人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行ふ必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

十四

この法律において「B類疾病」とは、次に掲げる疾病をいう。

十五

前各号に掲げる疾病のほか、個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのままん延の予防に資するため特に予防接種を行ふ必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

十六

この法律において「定期の予防接種等」とは、第六条第一項から第三項までの規定による予防接種をいう。

十七

この法律において「臨時の予防接種」とは、第六条第一項から第三項までの規定による予防接種をいう。

十八

この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

十九

第二章 予防接種基本計画等

二十

厚生労働大臣は、予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、予防接種に関する事項について定めるものとする。

二十一

当該疾病に係る予防接種に関する啓発及び知識の普及に関する事項

二十二

予防接種基本計画

二十三

予防接種基本計画等

二十四

予防接種基本計画

二十五

予防接種基本計画

二十六

予防接種基本計画

二十七

予防接種基本計画

二十八

予防接種基本計画

二十九

予防接種基本計画

三十

予防接種基本計画

三十一

予防接種基本計画

三十二

予防接種基本計画

三十三

予防接種基本計画

三十四

予防接種基本計画

三十五

予防接種基本計画

三十六

予防接種基本計画

三十七

予防接種基本計画

三十八

予防接種基本計画

三十九

予防接種基本計画

四十

予防接種基本計画

四十一

予防接種基本計画

四十二

予防接種基本計画

四十三

予防接種基本計画

四十四

予防接種基本計画

四十五

予防接種基本計画

四十六

予防接種基本計画

四十七

予防接種基本計画

四十八

予防接種基本計画

四十九

予防接種基本計画

五十

予防接種基本計画

五十一

予防接種基本計画

五十二

予防接種基本計画

五十三

予防接種基本計画

五十四

予防接種基本計画

五十五

予防接種基本計画

五十六

予防接種基本計画

五十七

予防接種基本計画

五十八

予防接種基本計画

五十九

予防接種基本計画

六十

予防接種基本計画

六十一

予防接種基本計画

六十二

予防接種基本計画

六十三

予防接種基本計画

六十四

予防接種基本計画

六十五

予防接種基本計画

六十六

予防接種基本計画

六十七

予防接種基本計画

六十八

予防接種基本計画

六十九

予防接種基本計画

七十

予防接種基本計画

七十一

予防接種基本計画

七十二

予防接種基本計画

七十三

予防接種基本計画

七十四

予防接種基本計画

七十五

予防接種基本計画

七十六

予防接種基本計画

七十七

予防接種基本計画

七十八

予防接種基本計画

七十九

予防接種基本計画

八十

予防接種基本計画

八十一

予防接種基本計画

八十二

予防接種基本計画

八十三

予防接種基本計画

八十四

予防接種基本計画

八十五

予防接種基本計画

八十六

予防接種基本計画

八十七

予防接種基本計画

八十八

予防接種基本計画

八十九

予防接種基本計画

九十分

予防接種基本計画

九十一

予防接種基本計画

九十二

予防接種基本計画

九十三

予防接種基本計画

九十四

予防接種基本計画

九十五

予防接種基本計画

九十六

予防接種基本計画

九十七

予防接種基本計画

九十八

予防接種基本計画

九十九

予防接種基本計画

一百

予防接種基本計画

一百零一

予防接種基本計画

一百零二

予防接種基本計画

一百零三

予防接種基本計画

一百零四

予防接種基本計画

一百零五

予防接種基本計画

一百零六

予防接種基本計画

一百零七

予防接種基本計画

一百零八

予防接種基本計画

一百零九

予防接種基本計画

一百一十

予防接種基本計画

一百一十一

予防接種基本計画

一百一十二

予防接種基本計画

一百一十三

予防接種基本計画

一百一十四

予防接種基本計画

一百一十五

予防接種基本計画

一百一十六

予防接種基本計画

一百一十七

予防接種基本計画

一百一十八

予防接種基本計画

一百一十九

予防接種基本計画

一百二十

予防接種基本計画

一百二十一

予防接種基本計画

一百二十二

予防接種基本計画

一百二十三

予防接種基本計画

一百二十四

予防接種基本計画

一百二十五

予防接種基本計画

一百二十六

予防接種基本計画

一百二十七

予防接種基本計画

一百二十八

予防接種基本計画

一百二十九

予防接種基本計画

一百三十

予防接種基本計画

一百三十一

予防接種基本計画

一百三十二

予防接種基本計画

一百三十三

予防接種基本計画

一百三十四

予防接種基本計画

一百三十五

予防接種基本計画

一百三十六

予防接種基本計画

一百三十七

予防接種基本計画

一百三十八

予防接種基本計画

一百三十九

予防接種基本計画

一百四十

予防接種基本計画

一百四十一

予防接種基本計画

一百四十二

予防接種基本計画

一百四十三

予防接種基本計画

一百四十四

予防接種基本計画

一百四十五

予防接種基本計画

一百四十六

予防接種基本計画

一百四十七

予防接種基本計画

一百四十八

<div data-bbox="947 1326 988

市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。

3 厚生労働大臣は、A類疾病のうち当該疾病的全国的かつ急速な蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとして厚生労働大臣が定めるもの

は、その対象者及びその期日又は期間を指定して、都道府県知事に対し、又は都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。

4 市町村長が前二項の規定による予防接種を行った場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

(電子対象者確認)

第五条の二 市町村長又は都道府県知事は、定期

の予防接種等を行うに当たつては、電子対象者の確認の方法により、当該定期の予防接種等を受けようとする者が当該定期の予防接種等の対象者であることを確認を行うことができる。

2 前項の「電子対象者確認」とは、市町村長又は都道府県知事が、定期の予防接種等を受けようとする者の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等)に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)

に記録された利用者証明電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第二百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)の提供を受ける方法その他厚生労働省令で定める方法により、当該者が当該定期の予防接種等の対象者であることを確認することをいう。

(予防接種を行つてはならない場合)
(記録)

第七条 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を行うに当たつては、当該定期の予防接種等を受けようとする者について、厚生労働省令で定める方法により健康状態を調べ、当該定期の予防接種等を行つてはならない者

(予防接種種済証)
の予防接種等を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるものに該当する者を厚生労働省が認めるときは、その者に対して当該定期の予防接種等を行つてはならない。

第七条の二 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を受けた者に対して、厚生労働省の予防接種等を受けた者に対する措置

令で定めるところにより、予防接種済証を交付し、又はその内容を記録した電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式)その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。第九条の三及び

第二十五条において同じ。)を提供しなければならない。

(予防接種の勧奨)

第八条 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種の対象者に対し、これらの予防接種を受けることを勧奨するものとする。

2 市町村長又は都道府県知事は、前項の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者に定期の予防接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種を受けさせることを勧奨するものとする。

(予防接種を受ける努力義務)

第九条 定期の予防接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種を受けようとする者が当該定期の予防接種を行つてはならない。

2 前項の「電子対象者確認」とは、市町村長又は都道府県知事が、定期の予防接種等を受けようとする者の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等)に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)

に記録された利用者証明電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第二百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)の提供を受ける方法その他厚生労働省令で定める方法により、当該者が当該定期の予防接種等の対象者であることを確認することをいう。

(予防接種を行つてはならない場合)
(記録)

第七条 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を行うに当たつては、当該定期の予防接種等を受けようとする者について、厚生労働省令で定める方法により健康状態を調べ、当該定期の予防接種等を行つてはならない者

(予防接種種済証)
の予防接種等を行つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるものに該当する者を厚生労働省が認めるときは、その者に対して当該定期の予防接種等を行つてはならない。

第七条の二 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を受けた者に対して、厚生労働省の予防接種等を受けた者に対する措置

接種等に相当する予防接種に関する証明書の提出を受けた場合又はその内容を記録した電磁的記録の提供を受けた場合における当該定期の予防接種等に相当する予防接種についても、同様とする。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による報告は措置を行うに当たつては、前条第一項の規定による報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。

(資料の提供等)

第九条の四 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等の実施に關し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は病院若しくは診療所の開設者、医師その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(保健所長への委任)

第十一条 都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長は、定期の予防接種等の実施の実施に係る公告及び周知に關して必要な事項は政令で、その他予防接種の実施に關して必要な事項は厚生労働省令で委任する。

第四章 定期の予防接種等の適正な実施のための措置

第十二条 病院若しくは診療所の開設者又は医師は、定期の予防接種等を受けた者が、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈示するよう努めなければならない。

2 前項の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者に定期の予防接種を受けさせるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前項の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者に定期の予防接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種を受けさせることを勧奨するものとする。

4 厚生労働大臣は、定期の予防接種等の適正な実施のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣は、第一項の規定による報告は措置を行うに当たつては、前条第一項の規定による報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。

の提供その他の定期の予防接種等の適正な実施のため必要な措置について、調査審議し、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を述べることができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による報告又は措置を行うに当たつては、前条第一項の規定による報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。

(資料の提供等)

第九条の四 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等の実施に關し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は病院若しくは診療所の開設者、医師その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(保健所長への委任)

第十一条 都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長は、定期の予防接種等の実施に係る公告及び周知に關して必要な事項は政令で、その他予防接種の実施に關して必要な事項は厚生労働省令で委任する。

第四章 定期の予防接種等の適正な実施のための措置

第十二条 病院若しくは診療所の開設者又は医師は、定期の予防接種等を受けた者が、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈示するよう努めなければならない。

2 前項の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者に定期の予防接種を受けさせることを勧奨するものとする。

3 前項の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者に定期の予防接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種を受けさせることを勧奨するものとする。

4 厚生労働大臣は、定期の予防接種等の適正な実施のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣は、第一項の規定による報告は措置を行うに当たつては、前条第一項の規定による報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。

らな。

4 機構は、第一項の規定による情報の整理又は

第二項の規定による調査を行つたときは、遅滞なく、當該情報の整理又は調査の結果を厚生労

出を受けた場合又はその内容を記録した電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式)その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。第九条の三及び第二十五条において同じ。)を提供しなければならない。

第八条 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種の対象者に対し、これらの予防接種を受けることを勧奨するものとする。

2 市町村長又は都道府県知事は、前項の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者に定期の予防接種を受けさせることを勧奨するものとする。

3 前項の「電子対象者確認」とは、市町村長又は都道府県知事が、定期の予防接種等を受けようとする者の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等)に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)

に記録された利用者証明電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第二百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)の提供を受ける方法その他厚生労働省令で定める方法により、当該者が当該定期の予防接種等の対象者であることを確認することをいう。

(予防接種を行つてはならない場合)
(記録)

第七条 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を行うに当たつては、当該定期の予防接種等を受けようとする者について、厚生労働省令で定める方法により健康状態を調べ、当該定期の予防接種等を行つてはならない者

(予防接種種済証)
の予防接種等を行つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるものに該当する者を厚生労働省が認めるときは、その者に対して当該定期の予防接種等を行つてはならない。

第七条の二 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を受けた者に対して、厚生労働省の予防接種等を受けた者に対する措置

2 前項の規定は、その対象とする疾病的蔓延の状況並びに当該疾病に係る予防接種の有効性及び安全性に関する情報を他の他の情報踏まえ、政令で、当該規定ごとに対象者を指定して適用しないこととすることができる。

3 前項の規定は、その対象とする疾病的蔓延の状況並びに当該疾病に係る予防接種の有効性及び安全性に関する情報を他の他の情報踏まえ、政令で、当該規定ごとに対象者を指定して適用しないこととすることができる。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による報告は措置を行うに当たつては、前条第一項の規定による報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。

第五条の二 臨時の予防接種については、前二条の規定は、その対象とする疾病的蔓延の状況並びに当該疾病的蔓延の状況の予防接種及び予防接種を受ける努力義務

2 前項の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者に定期の予防接種を受けさせることを勧奨するものとする。

3 前項の「電子対象者確認」とは、市町村長又は都道府県知事が、定期の予防接種等を受けようとする者の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等)に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)

に記録された利用者証明電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第二百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)の提供を受ける方法その他厚生労働省令で定める方法により、当該者が当該定期の予防接種等の対象者であることを確認することをいう。

(予防接種を行つてはならない場合)
(記録)

第七条 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を行うに当たつては、当該定期の予防接種等を受けようとする者について、厚生労働省令で定める方法により健康状態を調べ、当該定期の予防接種等を行つてはならない者

(予防接種種済証)
の予防接種等を行つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるものに該当する者を厚生労働省が認めるときは、その者に対して当該定期の予防接種等を行つてはならない。

第七条の二 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を受けた者に対して、厚生労働省の予防接種等を受けた者に対する措置

2 前項の規定は、その対象とする疾病的蔓延の状況並びに当該疾病的蔓延の状況の予防接種及び予防接種を受ける努力義務

2 前項の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者に定期の予防接種を受けさせることを勧奨するものとする。

3 前項の「電子対象者確認」とは、市町村長又は都道府県知事が、定期の予防接種等を受けようとする者の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等)に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)

に記録された利用者証明電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第二百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)の提供を受ける方法その他厚生労働省令で定める方法により、当該者が当該定期の予防接種等の対象者であることを確認することをいう。

(予防接種を行つてはならない場合)
(記録)

第七条 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を行うに当たつては、当該定期の予防接種等を受けようとする者について、厚生労働省令で定める方法により健康状態を調べ、当該定期の予防接種等を行つてはならない者

(予防接種種済証)
の予防接種等を行つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるものに該当する者を厚生労働省が認めるときは、その者に対して当該定期の予防接種等を行つてはならない。

第七条の二 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を受けた者に対して、厚生労働省の予防接種等を受けた者に対する措置

2 前項の規定は、その対象とする疾病的蔓延の状況並びに当該疾病的蔓延の状況の予防接種及び予防接種を受ける努力義務

2 前項の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者に定期の予防接種を受けさせることを勧奨するものとする。

3 前項の「電子対象者確認」とは、市町村長又は都道府県知事が、定期の予防接種等を受けようとする者の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等)に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)

の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならぬ。

第二十八条 匿名予防接種等関連情報利用者は、匿名予防接種等関連情報利用者であつた者は、匿名予防接種等関連情報の利用に関して知り得た匿名予防接種等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。(立入検査等)

第二十九条 厚生労働大臣は、この章(第二十三條を除く。)の規定の施行に必要な限度において、匿名予防接種等関連情報利用者(國の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。)に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは匿名予防接種等関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入り、匿名予防接種等関連情報利用者の帳簿書類その他物件を検査させることができる。

前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者に提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。(是正命令)

第三十条 厚生労働大臣は、匿名予防接種等関連情報利用者が第二十五条から第二十八条までの規定に違反していると認めるときは、その者に対する当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十三条第一項の規定による調査及び研究並びに第二十四条第一項の規定による匿名予防接種等関連情報の利用又は提供に係る事務に関する業務

第二十二条 匿名予防接種等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が第二十四条第一項の規定による匿名予防接種等関連情報の提供に係る事務の全部を行いう場合には、支払基金等)

する者が都道府県その他の国民保健の向上のため特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

第二十三条 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金の業務

第三十三条 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条规定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

第一項の規定により厚生労働大臣から委託を受け行う第二十三条第一項の規定による調査及び研究並びに第二十四条第一項の規定による匿名予防接種等関連情報の利用又は提供に係る事務に関する業務

第二項の規定により市町村長又は都道府県知事から委託を受けて行う同項第一号に掲げる事務に関する業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

第三十四条 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条の規定により行う同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下「支払基金予防接種調査等業務」という。)並びに同条の規定により行う同条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下「支払基金予防接種等業務」という。)の全部又は一部を連合会その他の厚生労働省令で定めるべきこと。

(支払基金等への委託)

第三十五条 支払基金は、支払基金予防接種調査等業務及び支払基金予防接種等業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有

二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第百四十三条)に規定する業務のほか、第一条に規定す

(手数料)

第二十二条 匿名予防接種等関連情報利用者は、厚生労働省令で定める。

(区分経理)

第三十六条 支払基金は、支払基金予防接種調査等業務及び支払基金予防接種対象者情報収集等業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

(予算等の認可)

第三十七条 支払基金は、支払基金予防接種調査等業務及び支払基金予防接種対象者情報収集等業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

(報告の微収等)

第四十条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、支払基金又は第三十四条の規定による委託を受けた者(以下「支払基金業務受託者」という。)について、支払基金予防接種等業務及び支払基金予防接種対象者情報収集等業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

(報告の微収等)

第四十二条 この章に規定するもののほか、支払基金予防接種調査等業務及び支払基金予防接種対象者情報収集等業務は、社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

第四十三条 支払基金予防接種調査等業務及び支払基金予防接種対象者情報収集等業務は、社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

第四十四条 第二十九条第一項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第四十五条 第二十九条第一項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第四十三条号) 第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

(連合会の業務)

第四十三条 連合会は、国民健康保険法第八十五条の三に規定する業務のほか、第一条に規定す

用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該定期の予防接種等の実施事務等の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る対象者番号等を告知することはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、定期の予防接種等の実施事務等の遂行のため対象者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る対象者番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る対象者番号等を告知することを求めてはならない。

4 対象者番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る対象者番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を利用して検索することができるよう体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

5 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、対象者番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定す

る厚生労働省令で定める場合に、対象者番号等を告知することを求めるとき。

4 対象者番号等の記録されたデータベース（その

者以外の者に係る対象者番号等を含む情報の集

合物であつて、それらの情報を電子計算機を用

いて検索することができるよう体系的に構成

したもの）であると認めるときは、当該行為を

し、又は当該行為が中止されることを確保する

が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保する

ことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に對し、期限を定めて、当該勧告に従うべきこと

を命ずることができる。（報告及び検査）

3 第五十五条 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に關し必要があると認めることは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反し

て、同条第三項若しくは帳簿書類その他の物件

を検査させ、若しくは帳簿書類その他の物件

を検査させることができる。

4 第二十九条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用す

る。（事務の区分）

第五十六条 第六条、第六条の二第二項（臨時の予防接種に係る部分に限る。以下同じ。）、第七

条の二（臨時の予防接種に係る部分に限る。以

下同じ。）、第九条の三（臨時の予防接種に係る部分に限る。以下同じ。）及び第九条の四（臨

時の予防接種に係る部分に限る。以下同じ。）

の規定により都道府県が処理することとされて

いる事務並びに第六条第一項から第三項まで、第六条の二第一項、第七条の二、第九条の三、

第九条の四、第十五条第一項、第十一条及び第

十九条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十

二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（支払基金等への事務の委託）

第五十七条 市町村長及び都道府県知事は、次に

に、提供データベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データ

ベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行

為が行われた場合において、当該行為をした者

が更に反復してこれらの規定に違反する行為を

するおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保する

ことができる。

2 厚生労働大臣等は、前二項の規定に違反する行

為が行われた場合において、当該行為をした者

が更に反復してこれらの規定に違反する行為を

するおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保する

ことができる。

3 厚生労働大臣等は、定期の予防接種等の実施事務等に係る当該定期の予防接種等の実施事務等の対象者又はその保護者に

係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務

二 当該市町村長又は都道府県知事から定期の予防接種等の実施事務等の委託を受けた者に対する当該定期の予防接種等の実施事務等の実施事務等の

処理に要する費用の支払に関する事務

二 当該市町村長又は都道府県知事から定期の予防接種等の実施事務等の委託を受けた者に対する当該定期の予防接種等の実施事務等の実施事務等の

処理に要する費用の支払に関する事務

二 第三十九条第一項の規定に違反して支払基

金予防接種調査等業務又は支払基金予防接種

対象者情報収集等業務に係る業務上の余裕金

を運用したとき。

二 第三十九条第一項の規定に違反して支払基

金予防接種調査等業務又は支払基金予防接種

対象者情報収集等業務に係る業務上の余

規定期に規定する定期の予防接種又は同条第五項に規定する臨時の予防接種（同法第六条第三項に係るもの）を受けた者とみななし、同法第十六条第一項の規定の適用については同項に規定するA類疾病に係る定期の予防接種等を受けた者とみなす。

一部施行日前に旧結核予防法第二十一条の二第一項の規定により厚生労働大臣が予防接種を受けたことによるものであると認定した疾患又は障害については、それぞれ予防接種法第十五条第一項の規定による厚生労働大臣の認定があつたものとみなす。

質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者をいう。等の関係者の役割の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

（施行期日）

附 則 （平成二五年三月三〇日法律第八号）抄

附則抄(平成二五年三月三十日法律第八号)

2 定の適用については同項に規定するA類疾病に係る定期の予防接種等又は同項に規定するB類疾病に係る臨時の予防接種を受けた者とみなす。

(厚生科学審議会の意見の聴取)

三
この法律の施行後に感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したものうち新法第六条第一項又は第三項に規定するB類疾病として厚生労働大臣が定めたもの

(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第 八四四号) 抄

附 則
（平成二五年一月二七日法律第
八四号）抄

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第六条及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。
(検討)

第六条 厚生労働大臣は、新法第二十四条各号に掲げる場合には、この法律の施行前においても、厚生科学審議会の意見を聞くことができ
第七条 新型インフルエンザ等感染症に係る定期の予防接種に関する特例)
インフルエンザであつて次に掲げるものに係る新法第五条第一項の規定による予防接種についての附則第十二条の規定による改正後の予防接種法の一部を改正する法律(平成十三年

第六十六条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第百二条の規定は、公布の日から施行する。
(検討)

附則（平成二三年七月二二日法律第八五号）
抄

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第六条及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。

第六条 厚生労働大臣は、新法第二十四条各号に掲げる場合には、この法律の施行前においても、厚生科学審議会の意見を聴くことができる。

(新型インフルエンザ等感染症に係る定期の予防接種に関する特例)

第七条 インフルエンザであつて次に掲げるものに係る新法第五条第一項の規定による予防接種についての附則第十二条の規定による改正後の予防接種法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百六十二号)附則第三条の適用について、同条第一項中「インフルエンザ」とあるのは、「インフレンザ」(予防接種法の一部を改める法律)である。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第二百二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中予防接種法第六条に二項を加える改正規定、同法第七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第八条、第九条、第二十二条第二項、第二十四条及び第二十五条の改正規定、第二条中新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第五条第二項を削る改正規定及び同法附則第二条第二項の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して三ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第六条及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目指として、伝染のおそれがある疾病的発生及び蔓延の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生の状況その他この法律による改正後の予防接種法（以下この条から附則第七条までにおいて「新法」という。）の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(指針に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の予防接種法（次条並びに附則第五条及び第七条において「旧法」という。）第二十条第一項の規定により定められている指針は、新法第四条第一項の規定により定められた指針とみなす。

(報告に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に行われた旧法第七条の二第一項に規定する定期の予防接種又は臨時の予防接種は、新法第十二条の規定の適用につ

第六条 厚生労働大臣は、新法第二十四条各号に掲げる場合には、この法律の施行前においても、厚生科学審議会の意見を聴くことができることとする。

(新型インフルエンザ等感染症に係る定期の予防接種に関する特例)

第七条 インフルエンザであつて次に掲げるものに係る新法第五条第一項の規定による予防接種についての附則第十二条の規定による改正後の予防接種法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百六十六号)附則第三条の規定の適用については、同条第一項中「インフルエンザ」とあるのは、「インフルエンザ(予防接種法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八号)附則第七条各号に掲げるものを除く。次項において同じ。)」と、「同項」とあるのは、「予防接種法第五条第一項」とする。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)以下この条において「感染症法」という。)

第六条第七項第一号に掲げる新型インフルエンザに該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣が平成二十一年四月二十八日にその発生に係る情報を公表したもの(次号において「特定新型

(施行期日)

第六十一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第二百二条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第六十六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘査し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(处分等の効力)

第一百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとする。

(政令への委任)

第二百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第六条 (検討) 政府は、伝染のおそれがある疾病的発生及び蔓延の状況、第一条の規定による改正後

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第六条及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を自途として、伝染のおそれがある疾病的発生及び蔓延の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生の状況その他この法律による改正後の予防接種法（以下この条から附則第七条までにおいて「新法」という。）の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(指針に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の予防接種法（次条並びに附則第五条及び第七条において「旧法」という。）第二十条第一項の規定により定められている指針は、新法第四条第一項の規定により定められた指針とみなす。

(報告に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に行われた旧法第七条の二第一項に規定する定期の予防接種又は臨時の予防接種は、新法第十二条の規定の適用については、新法第二条第六項に規定する定期の予防接種等とみなす。

(健康被害の救済に関する経過措置)

第六条 厚生労働大臣は、新法第二十四条各号に掲げる場合には、この法律の施行前においても、厚生科学審議会の意見を聴くことができ
る。(新型インフルエンザ等感染症に係る定期の予防接種に関する特例)
第七条 インフルエンザであつて次に掲げるものに係る新法第五条第一項の規定による予防接種についての附則第十二条の規定による改正後の予防接種法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百六十六号)附則第三条の規定の適用については、同条第一項中「インフルエンザ」とあらわすのは、「インフルエンザ」(予防接種法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八号)附則第七条各号に掲げるものを除く。次項において同じ。)と、「同項」とあるのは、「予防接種法第五条第一項」とする。
一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)
以下この条において「感染症法」という。)
第六条第七項第一号に掲げる新型インフルエンザに該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣が平成二十一年四月二十八日にその発生に係る情報を公表したもの(次号において「特定新型インフルエンザ」という。)
二 この法律の施行前に感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に該

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第六十六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘査し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(处分等の効力)

第一百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとする。

(政令への委任)

第一百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第
一〇三号) 抄

の予防接種法の規定の施行の状況等を勘査し、予防接種の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行の日から五年以内に、緊急時におけるワクチンの確保等に関する国、製造販売業者（医薬品、医療機器等の品

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第六条及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生の状況その他この法律による改正後の予防接種法（以下「新法」という。）の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(指針に関する経過措置)

第三条 この法律の施行に際しては、改正前の予防接種法（次条並びに附則第五条及び第七条において「旧法」という。）第二十条及び第一項の規定により定められている指針は、新法第四条第一項の規定により定められた指針とみなす。

(報告に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に行われた旧法第七条の二第一項に規定する定期の予防接種又は臨時の予防接種は、新法第十二条の規定の適用については、新法第二条第六項に規定する定期の予防接種等とみなす。

(健康被害の救済に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に旧法第七条の二第一項に規定する定期の予防接種であつて一類疾病に係るもの又は同項に規定する臨時の予防接種を受けた者は、新法第十五条第一項の規定の適用については新法第二条第四項に規定する定期の予防接種又は同条第五項に規定する臨時の予防接種を受けた者と、新法第十六条第一項の規

第六条 厚生労働大臣は、新法第二十四条各号に掲げる場合には、この法律の施行前においても、厚生科学審議会の意見を聴くことができる。
第七条 インフルエンザであつて次に掲げるものに係る新法第五条第一項の規定による予防接種についての附則第十二条の規定による改正後の予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百六十六号）附則第三条の規定の適用については、同条第一項中「インフルエンザ」とあるのは「インフルエンザ（予防接種法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八号）附則第七条各号に掲げるものを除く。次項において同じ。）」と、「同項」とあるのは「予防接種法第五条第一項」とする。
一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号。以下この条において「感染症法」という。）
第六条第七項第一号に掲げる新型インフルエンザに該当するものとして感染症法第四十四条の二第二項の規定により厚生労働大臣が平成二十一年四月二十八日にその発生に係る情報報を公表したもの（次号において「特定新型インフルエンザ」という。）
二 この法律の施行前に感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報報を公表したもの（特定新型インフルエンザを除く。）のうち旧法第六条第一項若しくは第三項に規定する二類疾病又は新法第六条第一項若しくは第三項に規定するB類疾病として厚生労働大臣が定めたもの

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第六十六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘査し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(処分等の効力)

第一百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(政令への委任)

第二百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇三号) 抄
(施行期日)

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)

<p>の公布の日又はこの法律の公布の日のいすれか遅い日</p> <p>附 則（令和二年一二月九日法律第七五号）抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一項の規定(次号に掲げる改正規定を除く)、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の規定、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十一條第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定 公布の日</p> <p>二及び三 略</p> <p>四 第六条及び第七条の規定並びに第十三条中新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十一条第五項から第七項までの改正規定並びに附則第十五条の規定、附則第二十一条中地方自治法別表第一予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の項の改正規定並びに附則第三十二条及び第三十三条の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>(検討)</p> <p>第二条 政府は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る。以下同じ)の罹患後症状に係る</p>	<p>第一項の規定による予防接種に係るものに限る。)とあるのは、「市町村の支弁する額」とする。</p> <p>厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの供給に関する契約を締結する当該感染症に係るワクチン製造販売業者(新予防接種法第十三条第四項に規定するワクチン製造販売業者をいう)又はそれ以外の当該感染症に係るワクチンの開発若しくは製造に關係する者を相手方として政府が締結する当該ワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該契約に係るワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約については、旧予防接種法附則第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、新予防接種法第二十九条の規定は、適用しない。</p> <p>「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。</p> <p>三項の規定による予防接種に係るものに限る。)</p>
--	--

<p>二 第十五条 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日が刑法施行日前である場合には、刑法施行日の前日までの間ににおける第六条の規定による改正後の予防接種法第五十八条から第六十条までの規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。</p> <p>三 第四十二条 この附則に規定するもの(ほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む))は、政令で定める。</p> <p>四 第四十二条 附則第一條に係る部分に限る。(政令への委任)</p> <p>五 第四十二条 附則第一條に係る部分に限る。(政令への委任)</p> <p>六 第四十二条 附則第一條に係る部分に限る。(政令への委任)</p> <p>七 第四十二条 附則第一條に係る部分に限る。(政令への委任)</p>	<p>二 第十五条 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日が刑法施行日前である場合には、刑法施行日の前日までの間ににおける第六条の規定による改正後の予防接種法第五十八条から第六十条までの規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。</p> <p>三 第四十二条 この附則に規定するもの(ほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む))は、政令で定める。</p> <p>四 第四十二条 附則第一條に係る部分に限る。(政令への委任)</p> <p>五 第四十二条 附則第一條に係る部分に限る。(政令への委任)</p> <p>六 第四十二条 附則第一條に係る部分に限る。(政令への委任)</p> <p>七 第四十二条 附則第一條に係る部分に限る。(政令への委任)</p>
--	--

<p>八 第五項から第七項までの改正規定並びに附則第十五条の規定、附則第二十一条中地方自治法別表第一予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の項の改正規定並びに附則第三十二条及び第三十三条の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>(検討)</p> <p>第二条 政府は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る。以下同じ)の罹患後症状に係る定期の予防接種等又はB類疾病とあるのは、「新型コロナウイルス感染症」と、新予防接種法第二十五条第一項中「定期の予防接種」について、新予防接種法第十六条第一項中「A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症」又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第九十六号)附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日(いすれか遅い日</p>	<p>三 第五項から第七項までの改正規定並びに附則第十五条の規定、附則第二十一条中地方自治法別表第一予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の項の改正規定並びに附則第三十二条及び第三十三条の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>(検討)</p> <p>第二条 政府は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る。以下同じ)の罹患後症状に係る定期の予防接種等又はB類疾病とあるのは、「新型コロナウイルス感染症」と、新予防接種法第二十五条第一項中「定期の予防接種」について、新予防接種法第十六条第一項中「A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症」又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第九十六号)附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日(いすれか遅い日</p>
--	--